

コミュニケーションスマートフォン導入 公募型プロポーザル募集要領

1. 募集対象業務

(1) 業務の概要

コミュニケーションスマートフォンの導入に係る物品調達及びシステム構築に関する役務とし、業務の詳細はコミュニケーションスマートフォン導入に係る機器一式調達仕様書のとおり。

(2) 履行場所

市立豊中病院

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年(2027 年)3 月 31 日まで

2. 提案価格

上限額：48,000 千円（消費税及び地方消費税込み、旅費等に係る一切の費用を含む。）として機器一式調達に係る見積りを提出すること。

また、導入するスマートフォン及びネットワーク機器等については 3 年間の利用を想定している。利用期間中に発生する保守・通信料等の費用については本調達の範囲外とするが、事業者選定にあたり保守・通信料等に係る費用も審査対象とする。

3. 公募型プロポーザル参加事業者

「4.応募資格要件」に基づき、公募型プロポーザル参加事業者を募集するものとする。

4. 応募資格要件

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たす者。なお、企画提案書の提出後においても、要件を満たさなくなった場合、応募者の参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含みます。）。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなさ

れていないこと及びその開始が決定されていないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。

5. 実施スケジュール

手続き等の実施スケジュールを以下に示す。なお、下記スケジュールは予定であるため、変更が生じる場合には、事前に連絡する。

項目	日程
プロポーザル公示	令和8年10月1日
プロポーザルに関する説明会	令和8年10月5日午前10時より(30分程度)
質問事項の受付期限	令和8年10月8日午後5時まで
質問事項の回答	随時 最終回答：令和8年10月10日
提案参加申込期限	令和8年10月22日午後3時まで
参加資格の確認(書類審査)	令和8年10月23日
書類審査結果通知	令和8年10月23日
第2次審査実施通知(メール及び郵送)	令和8年10月23日
第2次審査(プレゼンテーション)	令和8年10月29日
第2次審査結果通知の送付	令和8年11月4日
最終審査結果の公表	令和8年11月上旬
契約予定日	令和8年11月中旬

6. プロポーザルに関する説明会

令和8年10月5日 午前10時より 当院健康教室棟1階会議室 にてプロポーザルに関する説明会を実施するため、説明会の参加希望者は開始5分前には到着すること。

7. 応募方法

(1) 提出書類

No	提出書類の内容	様式について
①	プロポーザル参加表明書	様式1
②	入札参加停止措置等状況調書	様式2
③	業務経歴書	様式3
④	業務実施体制書	様式4
⑤	見積書	様式5
⑥	企画提案書 ※別添の「提案課題」に対応した提案書を提出すること。	任意様式

(2) 提出部数

8 部、電子記録媒体（CD-R または DVD-R に提出様式のデータを全て入力したもの）1 部

提出時は A4 サイズで様式毎に両面印刷したものをファイリングして提出すること。

(3) 提出期限

令和 8 年（2026 年）10 月 22 日必着（持込みの場合は午後 3 時まで）

※提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。

(4) 提出方法

問い合わせ先への事前連絡の上、持参、郵送、宅配便のいずれかで提出すること。

提出先

市立豊中病院 管理棟 4 階 医療情報室

豊中市柴原町 4-1 4-1

(5) 提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しない。

(6) 企画提案書の記載要領

横向きのスライド資料で作成すること。

文字のフォントサイズは 11 ポイント以上でできるだけ大きく読みやすいように作成すること。

尚、スライド資料のフォーマットに指定はない。

(7) 質問方法

質問事項の受付期限までに、下記「13. 応募先、質問先及び問い合わせ先」までメールにて質問すること。

様式は任意とするが、対象の文書名、項番、質問内容がわかるよう表形式で質問をまとめること。

メール件名には「コミュニケーションスマートフォンプロポーザル質問」と記載すること。

8. 選定方法

提出していただいた内容について総合的に評価し、優先契約候補事業者を選定する。

なお、配点の 50%未満の提案者は、順位が 1 位の場合であっても優先契約候補事業者としない。

(1) 審査手順

コミュニケーションスマートフォン導入受託事業者選定委員会にて審査する。提案者が 4 者以上の場合は、第 1 次審査（書類審査）を実施し、上位 3 者を第 2 次審査の対象とする。なお、応募が 3 者以下の場合は第 1 次審査を省略し、全ての提案

者を第2次審査の対象とする。

第2次審査（プレゼンテーション審査）では、書類とプレゼンテーションの総合評価にて審査を行う。プレゼンテーションは以下の内容のとおり。

- ・ 本業務を実際に行う予定のプロジェクトマネージャーの出席を必須とし、参加者は5名以内とする。また、主要なプレゼンターはプロジェクトマネージャーが務めること。
- ・ 各提案者の持ち時間は45分を上限とし、また質疑応答を15分程度行うものとする。
- ・ 留意事項
 - ① パソコン、プレゼンテーション用のデータは提案者が用意すること。なお、プロジェクターは当院が用意する（D-Sub 又は HDMI 接続）。
 - ② 提案書の内容に沿ったプレゼンテーションを行うこと。提案書に記載のない追加提案がある場合は、審査委員が明確に分かるよう説明を行うこと。
 - ③ プレゼンテーション会場での追加資料の配布は認めない。必要なものは全て提案書に含めること。

（2）評価項目

評価事項	評価項目
業務実施体制 評価	■プロジェクト管理手法 ■プロジェクトに対する理解度・姿勢 ■保守サポートの充実度 について審査・評価する。
技術提案評価	■スマートフォンの機能性 ■ネットワーク設計及びセキュリティ対策 ■院内電波改善方法 ■仕様要件を上回る提案 について審査・評価する。
プレゼンテーション 評価	■提案者のプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力 について審査・評価する。
価格評価	■初期導入費及び保守・通信料等について適切な価格抑制が行われているかについて審査・評価する

※公示開始日から過去3年以内の処分歴などがある場合は減点する。

（3）最終審査結果の公表

最終審査結果は令和8年11月上旬までに当院のホームページにて公表する。

9. 失格事由

応募者に次の行為があった場合は、失格とする。

- （1）コミュニケーションスマートフォン導入受託事業者選定委員会の委員に対して、

- 直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - (3) 優先契約候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - (4) 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
 - (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

1 0. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費(提案書の作成及び提出に関する費用等)は、応募者の負担とする。
- (2) 審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けない。
- (3) 提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
- (4) 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、当院がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (5) 本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、速やかに文書で通知すること。また、取り下げによる不利益な取り扱いを行わない。
- (6) 質問事項の締め切り以降、事業に係る質問は受け付けない。

1 1. 業務契約の締結について

提案の内容と当院の意向について契約交渉を行った上、合意（予算の範囲内で適正な業務が行えると判断される場合）が得られた時点で随意契約による契約を行う。

ただし、この交渉が不調に終わったときは、次の順位の提案者を優先契約候補事業者とし同様の交渉を行うこととする。

また、契約は次の条件で行うものとする。

- (1) 審査の結果、優先契約候補事業者として選定された場合であっても、提案に虚偽の記載又は重大な瑕疵等があった場合や、「4. 応募資格要件」に抵触するに至った場合は、選定を取り消すことがある。また、契約後に仕様書に記載された内容が遵守されない場合にも、同様に決定を取り消すことがある。
- (2) 企画提案書に記載がなくても「第2次審査（プレゼンテーション）」の中での提案者からの回答は、当該企画提案書に含むものとし回答内容に虚偽があった場合は、優先契約候補事業者としての選定を取り消す。
- (3) 本業務の受託者は、豊中市財務規則（昭和46年市規則第13号）に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこととする。（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。）
- (4) 随意契約による契約を行うにあたっては、豊中市随意契約ガイドラインに基づくものとする。

1 2. その他

(1) 応募者は、本案件の選定結果後に選定結果または本募集要領の内容等に関して、
不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(2) 本募集要領に定めのない事項は、発注者と受注者両者の協議により決定する。

1 3. 応募先、質問先及び問い合わせ先

〒560-8565 豊中市柴原町 4-14-1

市立豊中病院 医療情報室 (担当：土井)

T E L 06-6843-0101 E-mail info@chp.toyonaka.osaka.jp